

ディスクロージャー分析

～継続企業の前提に関する注記の開示分析～

2021.3.24

当ディスクロージャー分析レポートでは、2020年7月から12月までに有価証券報告書及び四半期報告書を提出した会社のうち、2020年度の有価証券報告書及び四半期報告書に「継続企業の前提に関する注記」を記載している会社を調査対象として、注記がどのように記載されているか調査・分析を実施した。

はじめに

「継続企業の前提に関する注記」とは、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、経営者に継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記することを求めている（財務諸表等規則第8条の27）

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

そして、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、例えば、以下のような項目が考えられる（監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」）。

<財務指標関係>

- ・売上高の著しい減少

- ・継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
- ・重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
- ・重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上

<財務活動関係>

- ・営業債務の返済の困難性
- ・借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性
- ・社債等の償還の困難性
- ・新たな資金調達の困難性
- ・債務免除の要請
- ・売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ・配当優先株式に対する配当の遅延又は中止

<営業活動関係>

- ・主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶
- ・重要な市場又は得意先の喪失
- ・事業活動に不可欠な重要な権利の失効
- ・事業活動に不可欠な人材の流出
- ・事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分
- ・法令に基づく重要な事業の制約

<その他>

- ・巨額な損害賠償金の負担の可能性
- ・ブランド・イメージの著しい悪化

2020年度下期の有価証券報告書及び四半期報告書に「継続企業の前提に関する注記」を記載していた会社は60社（※）あり、以下、財務諸表等規則の項目にしたがって見ていく。

（※）有価証券報告書のみに記載	3社
四半期報告書のみに記載	36社
両方の報告書に記載	21社
合計	60社

（参考）2019年度下期は45社
2018年度下期は38社

1. 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

要因	会社数
連続で営業損失又は経常損失等を計上している	36
新型コロナウイルス感染症による影響	22
債務超過となっている	17
連続で営業キャッシュ・フローがマイナスになっている	14
一部の借入金が財務制限条項に抵触している	4

（注）2社以上記載している項目を記載、複数の項目を記載している会社があったため、会社数の合計は60社を超えている。

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容では、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する要因について記載されており、「連続で営業損失又は経常損失等を計上している」と記載している会社が36社と最も多く、「新型コロナウイルス感染症による影響」により、店舗等の休業や売上高が減少していると記載している会社が見られた。

そして、赤字計上等の要因により「債務超過となっている」会社も17社あり、債務超過は上場廃止基準に抵触するため、早急な財務上の施策が求められる。

2. 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

対応策	会社数
資金の確保、財政状態の改善等	45
事業上の施策等	29
売上拡大、収益改善等	28
コスト削減等	28

（注）2社以上記載している項目を記載、複数の項目を記載している会社があったため、会社数の合計は60社を超えている。

当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策では、「資金の確保、財政状態の改善等」と記載している会社が全体の4分の3を占め、資金調達など財務上の施策について記載している会社が多く見られた。そして、その他の3つの項目についても、それぞれ約半数の会社が記載していた。

3. 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

理由	会社数
対応策は実施途上のため	28
資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があるため	15
外部要因に大きく影響を受けるため	15
新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であるため	12
資金調達は金融機関等の状況に左右されるため	11
結果（成果）は不明確、一定期間を要するため	8
引き続き業績の回復状況を慎重に見極める必要があるため	2

（注）2社以上記載している項目を記載、複数の項目を記載している会社があったため、会社数の合計は60社を超えている。

当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由では、「対応策は実施途上のため」と記載している会社が約半数を占め、「新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であるため」と新型コロナウイルス感染症の影響を記載している会社も見られた。

4. 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かについては、60社すべてがその影響を財務諸表に反映していない旨を記載していた。

おわりに

「継続企業の前提に関する注記」は増加傾向にあり、「新型コロナウイルス感染症」の影響が様々な業種に波及し、2度目の緊急事態宣言は解除されたものの、収束の見通しはまだ立っておらず、今後も企業の業績に大きな影響を及ぼすことも考えられる。そのため、「継続企業の前提に関する注記」については、会社の経営状態の悪化を示す兆候として、引き続き注視していく必要がある。